

教育委員会御中

学校の安全確保に関する申し入れ

社会民主党 五十嵐やす子

去る6月19日に起きた東京都北区滝野川第三小学校での火災では、学校施設でのスプリンクラーの設置義務が緩和されていることが、改めて明らかとなりました。

また、二方向避難ができない教室の存在などへの課題も、改めて浮き彫りになりました。

今回は、外に庇があったこと、教師がとっさの判断ができたことで、けが人はでたものの、命を落とすことなく逃れることができました。

しかし、周囲の道幅などから梯子車が入ることができなかったこと、かつ、一般の梯子では4階まで届かないことが明確になり、様々な問題点や課題なども見えてきました。

現在、板橋区は4階建ての校舎がほとんどです。また、これから4階より高い階数の校舎の計画もしています。災害弱者でもある子どもたちが安心して学ぶことができる環境の確保を求めます。

そのためにも以下の項目について、早急な対応を求めます。

- 1、 現在使われている各校舎の避難経路の安全確認と課題の洗い出し、また課題解決。
- 2、 これから新たに造る学校の避難経路の確認や見直し。二方向避難経路の確保。特に梯子が届かない高さの校舎における周辺の道幅など安全の確認と確保
- 3、 校舎の造りにより（例えば上四小は渡り廊下があるが、ぎりぎりポンプ車は通ることができる）校庭に消防車や梯子車が入れる構造か否か、入れない場合はどのようにするのかの確認や対策
- 4、 火の気がないところから出火した想定での避難訓練
- 5、 スプリンクラーの設置

以上